佐賀県告示第53号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 13 条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、平成 31 年 2 月 20 日から施行する。

平成 31 年 2 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「El Dorado」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Fu*k Man」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「GOD Lv16 (販売名が GOD Lv.16 であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Hyper Star」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「NATURAL HIGH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX Monkey」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Viva Pussy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「XXXL」と表示のある製品であって、 その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真を付して「ダイナマイトセクシー」の名称で販売される製品

であって、その内容物が植物片のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「鬼突き暴れ将軍」と表示のある製品 であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「強根極」と表示のある製品であって、 その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「絶頂無双」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「欲情 Poison」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「BED BULL」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (15) 次の写真を付して「×××リキッド」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「ACAB」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Acme Booster」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真を付して「DEVIL」の名称で販売される製品であって、その 内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「GANG BLEND」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY RIGHTS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE2018」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「RABBIT HOLE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真を付して「SNAKE(蛇)」の名称で販売される製品であって、 その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「Special Gay Time」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「strong energy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真を付して「thunder」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「Weeed Power」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「アナル腋(販売名がアナル○である ものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真を付して「イキっぱなし German」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「イク三郎」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「ぐちょぐちょ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真を付して「ぴゅ~壺」の名称で販売される製品であって、そ の内容物が液体のもの
- (33) 次の写真を付して「ミッドナイトリキッド」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「ゆるケツ」と表示のある製品であっ

て、その内容物が液体のもの

- (35) 次の写真を付して「リバ専」の名称で販売される製品であって、その 内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「愛欲花(販売名が愛欲花(あいよくか)であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「淫ノ源」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「乙女の雫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「夏囃子」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「姦狂力」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「鬼気痴(販売名が鬼気痴(おにきち) であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体の もの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「鬼締め」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「教鞭スペルマ」と表示のある製品で あって、その内容物が液体のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「極楽浄土」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「剛力 GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「凄万」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「青華」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「善がり姫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「蛸吸い」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「直打」と表示のある製品であって、 その内容物が液体のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「悶濡 monro 皆伝(販売名が悶濡皆伝 であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「雷痴(販売名が雷痴(らいち)であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「ana magic」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「Cherry Boy Weapon」と表示のある 製品であって、その内容物が粉末のもの
- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「HEADS」と表示のある製品であって、 その内容物が粉末のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「IKU IKU MAX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「MAGNUM EX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

- (58) 次の写真に示すとおり、被包に「Masturbater」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「Petting Prism」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「SPIDER」と表示のある製品であって、 その内容物が粉末のもの
- (61) 次の写真に示すとおり、被包に「艶煙」と表示のある製品であって、 その内容物が粉末のもの
- (62) 次の写真に示すとおり、被包に「貝潤極」と表示のある製品であって、 その内容物が粉末のもの
- (63) 次の写真に示すとおり、被包に「穴海月」と表示のある製品であって、 その内容物が粉末のもの
- (64) 次の写真に示すとおり、被包に「怒雷撫(販売名が怒雷撫(ドライブ) であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末の もの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により 身体に使用されるおそれがあると認められるため